

東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第4期)

(令和3年度～令和6年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生
～原発事故被害の収束・解消に向けて～

事 業 評 価

令和7年3月
宮 城 県

目 次

事業評価

1 はじめに	1 頁
2 全体評価	2 頁
3 各個別取組における評価	4 頁

資料編

1 事業一覧	13 頁
2 事業評価一覧	15 頁

※この実施計画中、読み替えは次のとおりです。

「原発事故」	⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故」
「県民会議」	⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」
「事故対策本部」	⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」
「基本方針」	⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」
「実施計画」	⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」
「東京電力」	⇒ 「東京電力ホールディングス株式会社」
「福島原発」	⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所」
「処理水」	⇒ 「多核種除去設備等処理水」

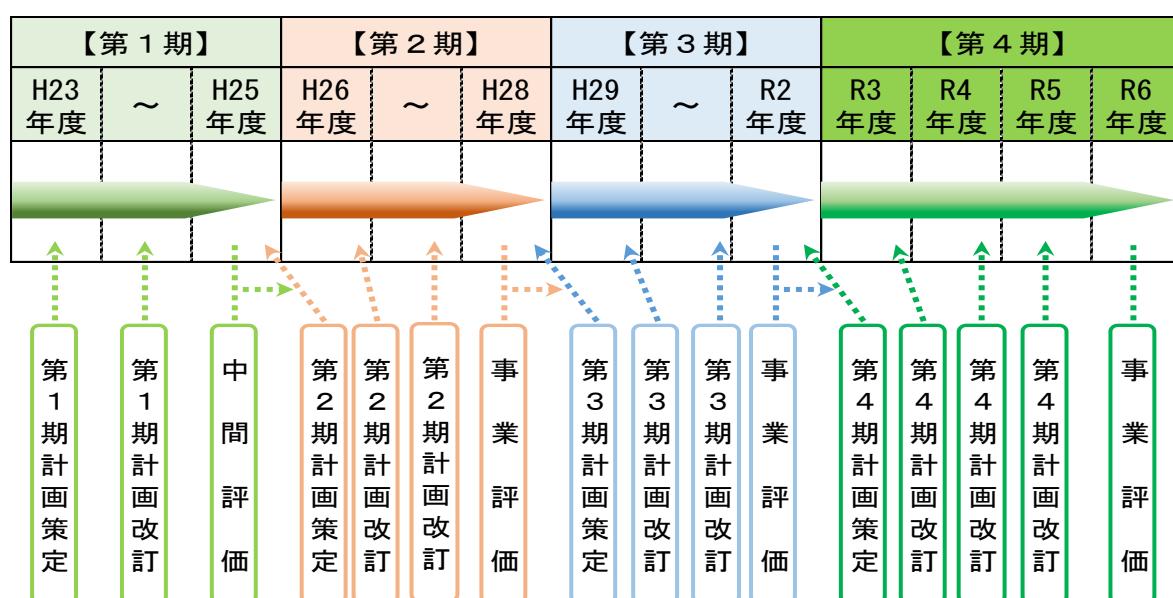
事業評価

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の被害等に対応するため、県では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」～原発事故被害の収束・解消に向けて～を目標とし、実現に向けて実施する具体的な取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を平成24年3月に策定し、

- ・平成23年度から平成25年度までの3年間を「第1期」
 - ・平成26年度から平成28年度までの3年間を「第2期」
 - ・平成29年度から令和2年度までの4年間を「第3期」
 - ・令和3年度から令和6年度までの4年間を「第4期」
- とする計画を策定・改訂してきた。

【実施年度】



東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第4期）は、令和6年度をもって最終年度を迎えるため、これまでの実績などについて事業評価を行うこととした。

なお、事業評価は、対策を講じた関係各課室により事業ごとに行った。

また、令和6年度に実施している事業は、令和7年3月末時点の見込みで評価した。

2 全体評価

(1) 取組事業の全体評価

性質別自己評価では、取組事業 65 事業のうち、必要性は 48 事業が「妥当」(74%)、14 事業が「概ね妥当」(22%)、3 事業が「課題あり」(5%)との評価となった。有効性は 39 事業が「成果があった」(60%)、21 事業が「ある程度成果があった」(32%)、5 事業が「課題あり」(8%)との評価となった。また、効率性は 29 事業が「効率的」(40%)、31 事業が「概ね効率的」(52%)、5 事業が「課題あり」(8%)との評価となった。

取組事業評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		65	48 (74%)	14 (22%)	3 (5%)
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった	
	65	39 (60%)	21 (32%)	5 (8%)	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	65	29 (40%)	31 (52%)	5 (8%)	

＜実施計画の主な事業＞

個別取組と事業数	主な取組事業	
第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進	・放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 ・企業局における浄水発生土管理等事業	ほか計 3 事業
第2 被害を受けた事業者等への支援	・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業 ・中小企業経営安定資金等貸付金 ・県産主要水産物販路開拓事業	ほか計 24 事業
第3 不安解消及び風評の発生防止	・放射線・放射能広報事業 ・環境放射能水準調査事業 ・農林水産物放射性物質対策事業	ほか計 33 事業
第4 その他原発事故被害収束への取組	・要望・要請活動の実施 ・処理水対策事業	ほか計 5 事業
計 4 取組	計 65 事業	

(2) 効果

計画期間中は、①放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進、②被害を受けた事業者等への支援、③不安解消及び風評発生の防止、④その他原発事故被害収束への取組、の4つの個別取組方針に基づき、毎年、その時々の状況に応じて、実施計画を見直し、事業を実施してきた。これまでの除染をはじめとする様々な取組や、時間経過に伴う放射性物質の減衰などにより、現在、生活環境における空間放射線量率は大きく低減し、農林水産物や水道水などの放射性物質濃度は基準を下回っている状況となっている。県民からの放射線・放射能に関する相談は、県及び市町村とも年々減少しており、県民の生活における放射性物に対する不安や懸念については、一定の落ち着きを見せている。

一方、令和5年8月から福島原発の処理水の海洋放出処分が開始され、一部の国・地域において、新たに日本産水産物の輸入禁止を措置するなど、計画期間中に新たに発生した課題をふくめ、以下の5つの課題が存在している。

- ア 自然環境においては、放射性物質の汚染が完全に解消されていない。
- イ 一部の諸外国・地域では、処理水の海洋放出処分を含む原発事故の影響に伴う輸入規制がなされている。
- ウ 指定廃棄物、除去土壤や除染廃棄物等の処分の見込みが立っていない。
- エ 東京電力による民間事業者等の賠償が十分に行われていない。
- オ 本県に対する風評や放射線・放射能への不安・懸念が完全に払拭されていない。

(3) 今後の方向性

原発事故から14年が経過するが、いまなお、前記の課題が解決できていない現状にあり、今後も、事業評価を基に、実施計画（第5期）を策定して対策を講じていく必要がある。

個別の事業にかかる今後の方向性としては、65事業中、3事業は終了、4事業は通常事業として継続、58事業については原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
		65	58 (89%)	
			4 (6%)	3 (5%)

3 各個別取組における評価

第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

(1) 評価

性質別自己評価では、取組事業3事業のうち、必要性は3事業が「妥当」（100%）との評価となった。また、有効性は1事業が「成果があった」（33%）、2事業が「ある程度成果があった」（67%）との評価となった。効率性は2事業が「効率的」（67%）、1事業が「概ね効率的」（33%）との評価となった。

評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		3	3 (100%)	0	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった		成果がなかった
	3	1 (33%)	2 (67%)	0	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	3	2 (67%)	1 (33%)	0	

(2) 効果

ア 一般廃棄物である8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物については、適切な処理方法の提案や、補助制度活用に係る国と市町村との調整、処理に対する住民の理解促進に向けた支援などに取組んだことで、各圏域で本格的な処理が開始され、平成29年6月時点で26市町村で保管されていたが、令和6年4月時点では16市町村が処理を完了した。一方、一部の市町では、全ての廃棄物の処理が完了するまでは長期間を要する見込みである。

イ 処理の見通しが立っていない8,000Bq/kgを超える指定廃棄物については、長期保管となり課題となっている保管強化の取組について、国及び保管市町と意見交換した。

ウ 企業局所管の各浄水場等から発生する浄水発生土については、放射性物質濃度に応じて適切に保管・管理を行うとともに、環境省等と連絡を密にし、濃度に応じた処分を進めた。

エ 除去土壌については、未だ処分基準が定まっていないことから、国に対し県民全体が納得できる除去土壌の処分基準の策定を要望するとともに、県内での実証事業実施に向けた連絡調整や、関連情報の収集と共有を行った。

(3) 今後の方向性

ア 農林業系廃棄物については、一定程度の処理が進んでいるものの、保管市町間で処理の進捗に差が出てきているため、市町の意向を汲みながら、処理加速化に向けた支援が必要である。また、処理に長期間を要する市町があることから、今後も国に対して継続的な財政支援を求めていく。

イ 指定廃棄物については、国が計画する長期管理施設の設置に向けた議論が中断しており、多くは保管されたまま処理の見通しが立っていない。そのため、まずは保管強化の取組を進めるとともに、現在市町が優先して進めている8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処が付いた段階で、改めて市町村長会議等での場で議論を行い、その結果を踏まえ国に対して適切な対応を求めていく。

ウ 企業局所管の一部浄水場で発生する浄水発生土については、放射能濃度に応じて適切に保管・処分を行うとともに、指定廃棄物についても適切な保管管理を行っていく必要がある。

エ 国は、除去土壌の処分基準及び再生利用基準について、令和6年度内の策定に向けて検討を進めているが、基準策定後の具体的な取組と処分の時期の見通しが立っていない。このため、当面は国の動向を注視しつつ、関係機関と連携し、除去土壌等の保管強化や安全確保に継続して取り組む。

以上により、今後の方向性として、3事業を原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
		3 (100%)	0	

第2 被害を受けた事業者等への支援

(1) 評価

性質別自己評価では、取組事業24事業のうち、必要性は17事業が「妥当」(71%)、4事業が「概ね妥当」(17%)、3事業が「課題あり」(13%)との評価となった。有効性は14事業が「成果があった」(58%)、5事業が「ある程度成果があった」(21%)、5事業が「課題あり」(21%)との評価となった。また、効率性は9事業が「効率的」(38%)、10事業が「概ね効率的」(42%)、5事業が「課題あり」(21%)との評価となった。

評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		24	17 (71%)	4 (17%)	3 (13%)
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった	
	24	14 (58%)	5 (21%)	5 (21%)	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	24	9 (38%)	10 (42%)	5 (21%)	

(2) 効果

- ア 仙台弁護士会と連携して個別無料相談会を開催し、民間事業者等の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与することができた。また、処理水の海洋放出処分に伴い、県内の水産関係をはじめ新たな損害が発生したことから、同相談会において対応し、水産関係事業者等の賠償請求を支援した。
- イ 原発事故を含む東日本大震災の被災中小企業者の経営安定化のために金融支援や、販路拡大のための商談会の開催支援に取り組んだところ、計画期間中の事業の対象者には、原発事故により被害を受けた者はいなかった。
- ウ 県産農林水産物の安全性や魅力について、各種媒体による情報発信に取り組んだほか、首都圏等の飲食店・量販店等での県産農林水産物を活用したフェア等を開催し、消費拡大につながった。また、海外においては、東南アジア各国でフェア等を開催し、県産農林水産物の輸出拡大につながった。加えて、メキシコを有望市場として位置付け、県産農林水産物を継続的に輸出するためのバリューチェーンを構築した。

- エ 処理水の海洋放出処分が開始されたことから、処理水に関する漁業経営相談窓口を設置するとともに、漁業者等に対する金融支援等を行った。また、若手漁業者の独立・自立に向けた支援やアワビ等の種苗生産の支援等に取り組み、処理水の影響を受けた漁業者をはじめとする水産関係事業者の経営安定化やなりわい維持につなげた。

オ 非破壊検査を活用し、県内産きのこ等の安全な林産物の流通を確保したほか、原木等資材の購入を支援し、経営の安定化を図ることができた。また、ほど木として利用できない原木林について、その再生に向けた研究に取り組んだ。

(3) 今後の方向性

ア 東京電力への損害賠償請求に関しては、納得のいく賠償を得られていない事業者等もいることから、引き続き個別無料相談会等を開催し、支援していく必要がある。

イ 東日本大震災の被災中小企業者の経営安定化のために金融支援や、販路拡大のための商談会開催支援の事業対象者に原発事故により被害を受けた者はおらず、当該事業の需要がないことから、実施計画への掲載について見直す必要がある。

ウ 首都圏や海外等での県内産農林水産物等の周知及び消費と販路拡大の取組については、成果があったことから、引き続き取り組む必要がある。

エ 処理水の海洋放出で影響を受けた漁業者をはじめとする水産関係事業者の経営安定化やなりわい維持の支援については、一部の国・地域における禁輸措置が未だ撤廃に至っていないため、引き続き支援していく必要がある。

オ 県内産きのこ等の安全な林産物の流通確保について継続が必要である。また、原木の価格高騰が継続しており、原木等資材の購入支援を継続するととも、原木林再生に向けた取り組みを進める必要がある。

以上により、今後の方向性としては、24事業のうち、1事業は終了、3事業は通常事業として継続、20事業については原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
		20 (83%)	3 (13%)	
	24			1 (4%)

第3 不安解消及び風評の発生防止

(1) 評価

性質別自己評価では、取組事業33事業のうち、必要性は23事業が「妥当（70%）、10事業が「概ね妥当」（30%）との評価となった。有効性は21事業が「成果があった」（64%）、12事業が「ある程度成果があった」（36%）との評価となった。また、効率性は13事業が「効率的」（39%）、20事業が「概ね効率的」（61%）との評価となった。

評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		33	23（70%）	10（30%）	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった	課題あり
	33	21（64%）	12（36%）	0	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	課題あり
	33	13（39%）	20（61%）	0	

(2) 効果

ア 原発事故後に策定した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を毎年改訂し、県内の放射線と放射性物質を計画的・体系的に測定するとともに、結果を公表することで、県民の不安の解消と県内における風評の払拭につながった。

イ モニタリングポストによる定期的な測定や、航空機モニタリング及び走行サーベイを実施し、県内の空間放射線量率が低減していることを確認した。また、不特定多数の利用が見込まれる海水浴場や産業面で関心の高い港湾施設等の空間放射線量率の測定を行い、測定結果を公表することで県民の不安解消につながった。

ウ 水道水や市場に流通する農林水産物等の放射性物質検査を実施するとともに、自家栽培した野菜や山などの自然から採取した食品等、住民が持ち込んだ食品を対象とした市町村の住民持込み検査を支援することで基準値を超過する食品の流通防止を図った。また、野生鳥獣肉については、県内全域を対象として、国から出荷制限指示が出され、現在も継続中となっているが、イノシシ及びニホンジカの肉については、指定された食肉処理加工施設が受け入れた肉を全頭検査した上で出荷することが可能であり、これらの放射性物質検査にも取り組むことで、食の安全・安心の確保を図った。

エ 仙台塩釜港の輸出用コンテナや企業局における浄水発生土や流域下水汚泥等の放射性物質検査及び、県内企業が生産する工業製品の放射線量率の測定を実施することで、県内における風評の払拭につながった。

オ ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」等による情報発信や、セミナー・出前講座の開催や副読本を活用した学校教育における指導等で放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努め、県民の不安解消につながった。

(3) 今後の方向性

ア 事故から14年が経過し、放射線・放射能に対する県民の不安は沈静化しているが、県内では未だ出荷制限されている品目等があり、風評等の完全な払拭に至っていないことから、引き続き、必要な測定を継続していく必要がある。

イ 生活環境の空間放射線線量率はほぼ震災前の状況に戻りつつあるが、モニタリングポストなどにより常時監視をはじめ、海水浴場や港湾施設等における測定を継続し、風評等の完全な払拭に努める必要がある。

ウ 食品中の放射能物質の検査について、食品衛生法に基づく検査をはじめ、消費者の不安解消のため、出荷前の農林水産物等についても検査を継続する必要がある。また、住民持込み検査では、年々件数が減少し、検査を終了する市町村もあるが、山菜や野生きのこについては、現在も基準値を超える品目が確認されている地域もあることから、事業の一部見直しを行い、引き続き、必要な検査を行っていく必要がある。

エ 仙台塩釜港の輸出用コンテナや企業局における浄水発生土や流域下水汚泥等の放射性物質検査を継続し、風評等の完全な払拭に努める必要がある。一方、工業製品については、風評等が払拭され、現在では測定の需要がないことから、実施計画への掲載について見直す必要がある。

オ 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発のため、「みやぎ原子力情報ステーション」等による情報発信等をはじめ、学校教育における指導に継続して取り組む必要がある。

以上により、今後の方向性としては、33事業のうち、2事業は終了、1事業は通常事業として継続、30事業については原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	33	30 (91%)	1 (3%)	2 (6%)

第4 その他原発事故被害収束への取組

(1) 評価

各課室の性質別自己評価では、取組事業5事業のうち、必要性と効率性は5事業が「妥当」(100%)、との評価となった。また、有効性は3事業が「成果があった」(60%)、2事業が「ある程度成果があった」(40%)との評価となった。

評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		5	5 (100%)	0	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった		成果がなかった
	5	3 (60%)	2 (40%)	0	0
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	5	5 (100%)	0	0	0

(2) 効果

ア 県民会議の幹事会を毎年、書面開催することで、市町村・関係団体等と、事故被害対策状況について情報の交換と共有が図られた。また、福島第一原子力発電所の現地調査を毎年実施し、発電所における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況等を把握することができた。

イ 原発事故に伴う一部の国・地域による輸入規制の撤廃や適切な賠償の実施等について、政府要望や現地調査などの様々機会を捉え、国及び東京電力に必要な要望・要請を行い、海外の輸入禁止規制の撤廃や緩和につながった。また、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」の開催を通じ、処理水に関する必要な申入れを国及び東京電力に行ったことで、具体的な事業・取組が実施され、国内外の風評影響の低減に寄与した。

(3) 今後の方向性

ア 原発事故の残された課題への対応について、県民一丸となった取組を継続して行うため、県民会議を継続して情報の提供や共有を行い、必要に応じて総合的な対策を検討する。

イ 原発事故の残された課題について、必要な要望・要請を国及び東京電力に対し引き続き行い、責任ある対応を求めていく必要がある。

以上により、今後の方向性として、5事業を原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	5	5 (100%)	0	0

資料編

1 事業一覧

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名			担当課室	実施年度
	第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進				
	1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理				
14	1	1	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 (放射性物質汚染廃棄物処理促進事業)	放射性物質汚染廃棄物対策室	R3～R6
14	2	2	企業局における浄水発生土管理等事業	水道経営課	R3～R6
	2 除染に伴い生じた土壤及び廃棄物の処理				
15	3	1	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 (除染対策事業)	放射性物質汚染廃棄物対策室	R3～R6
	第2 被害を受けた事業者等への支援				
	1 損害に対する確実な賠償請求				
16	4	1	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業	原子力安全対策課	R3～R6
	2 風評被害への対策				
17	5	1	中小企業経営安定資金等貸付金	商工金融課	R3～R6
17	6	2	被災中小企業者対策資金利子補給事業	商工金融課	R3～R6
17	7	3	販路拡大推進支援事業	商工金融課	R3～R4
18	8	4	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業	食産業振興課	R3～R6
18	9	5	県産主要水産物販路開拓事業	水産業振興課	R3～R6
18	10	6	処理水の海洋放出に関する漁業経営相談窓口	水産業振興課	R5～R6
19	11	7	漁業経営サポート資金利子補給事業	水産業振興課	R5～R6
19	12	8	漁業近代化資金利子補給事業	水産業振興課	R5～R6
19	13	9	漁業経営維持安定資金利子補給事業	水産業振興課	R3～R6
20	14	10	次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業	水産業振興課	R5～R6
20	15	11	栽培漁業種苗放流支援事業	水産業基盤整備課	R4～R6
20	16	12	農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	国際ビジネス推進室	R3～R6
21	17	13	輸出基幹品目販路開拓事業	国際ビジネス推進室	R3～R6
21	18	14	東南アジア宮城県産品マーケティング支援	国際ビジネス推進室	R3～R6
	3 技術的支援				
22	19	1	農産物放射能対策事業	園芸推進課	R3～R6
22	20	2	放射性物質影響調査事業	畜産課	R3～R6
22	21	3	特用林産物放射性物質対策事業	林業振興課	R3～R6
23	22	4	ほど木等原木林再生実証事業	林業振興課	R3～R6
23	23	5	水産物安全確保対策事業	水産業振興課	R3～R6
23	24	6	農産物の放射性物質吸収抑制対策	園芸推進課	R3～R6
24	25	7	給与自肃牧草等処理円滑化事業	畜産課	R3～R6
24	26	8	鳥獣被害防止総合支援事業	農山漁村なりわい課	R3～R6
24	27	9	県単独試験研究 (除染後の牧草地における草地管理技術の確立)	畜産課	R3～R6

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名			担当課室	実施年度
	第3 不安解消及び風評の発生防止				
	1 空間放射線量率のモニタリング				
25	28	1 放射線・放射能広報事業「宮城県放射線・放射能測定計画」策定	原子力安全対策課	R3～R6	
25	29	2 放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	R3～R6	
25	30	3 環境放射能水準調査事業	原子力安全対策課	R3～R6	
26	31	4 港湾利用促進事業	港湾課	R3～R6	
26	32	5 企業局所管施設空間線量測定事業	水道経営課	R3～R6	
26	33	6 工業製品放射線関連風評被害対策事業	新産業振興課	R3～R6	
	2 放射性物質濃度のモニタリング				
	(1) 食べ物・飲み物及びその環境				
27	34	1 【再掲】放射線・放射能広報事業「宮城県放射線・放射能測定計画」策定	原子力安全対策課	R3～R6	
27	35	2 農林水産物放射性物質対策事業	食産業振興課	R3～R6	
27	36	3 【再掲】農産物放射能対策事業	園芸推進課	R3～R6	
28	37	4 【再掲】放射性物質影響調査事業	畜産課	R3～R6	
28	38	5 肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	R3～R6	
28	39	6 【再掲】水産物安全確保対策事業	水産業振興課	R3～R6	
29	40	7 【再掲】特用林産物放射性物質対策事業	林業振興課	R3～R6	
29	41	8 放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	R3～R6	
29	42	9 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	R3～R6	
30	43	10 企業局における水道水の放射性物質検査	水道経営課	R3～R6	
30	44	11 環境放射能水準調査事業	原子力安全対策課	R3～R6	
30	45	12 野生鳥獣放射能対策事業	自然保護課	R3～R6	
31	46	13 放射能県民安心事業	原子力安全対策課	R3～R6	
31	47	14 消費生活センター機能充実事業	消費生活・文化課	R3～R5	
31	48	15 放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	R3～R6	
	(2) 産業活動等				
32	49	1 港湾利用促進事業	港湾課	R3～R6	
32	50	2 工業用水の放射性物質検査	水道経営課	R3～R6	
32	51	3 企業局における浄水発生土の放射性物質検査	水道経営課	R3～R6	
33	52	4 流域下水汚泥等放射能測定事業	水道経営課	R3～R6	
33	53	5 公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング	環境対策課	R3～R6	
33	54	6 海水浴場の放射性物質モニタリング	環境対策課	R3～R6	
34	55	7 【再掲】放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	R3～R6	
34	56	8 【再掲】環境放射能水準調査事業	原子力安全対策課	R3～R6	
	3 正しい知識の普及・啓発				
35	57	1 放射線健康対策事業	健康推進課	R3～R6	
35	58	2 【再掲】放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	R3～R6	
35	59	3 学校教育における放射線に関する指導（高校）	高校教育課	R3～R6	
36	60	4 学校教育における放射線に関する指導（小・中学校）	義務教育課	R3～R6	
	第4 その他原発事故被害収束への取組				
	1 県民一丸となった取組体制の構築				
37	61	1 【再掲】福島第一原発事故損害賠償請求支援事業	原子力安全対策課	R3～R6	
	2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握				
37	62	1 福島原発の状況把握	原子力安全対策課	R3～R6	
	3 国や東京電力に対する要望・要請				
38	63	1 要望・要請活動の実施	原子力安全対策課	R3～R6	
38	64	2 処理水対策事業	原子力安全対策課	R3～R6	
38	65	3 【再掲】農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	国際ビジネス推進室	R3～R6	

2 事業評価一覧

第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 (放射性物質汚染廃棄物処理促進事業)		<ul style="list-style-type: none"> ・8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の着実な処理に向けた財源確保等の調整や保管市町等に対する支援。 ・指定廃棄物の処理に向けた市町村長会議等による関係機関との連絡調整。 ・汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等。 		1	妥当 ある程度成果があつた	概ね効率的								
実施年度		事業実績												
令和3～令和6		<ul style="list-style-type: none"> ・8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については保管市町等に対する支援に以下のとおり取り組んだ。 												
事業主体		<ul style="list-style-type: none"> R3～R6：政府要望の実施と市町村担当課長会議の開催 R3～R4：市町村等が主催する住民説明会への参加（計5回） R3～R6：関係機関が参加する定例会議への参加 R3～R4：R4市町村担当者研修会の開催 												
国、県、市町村、その他（一部事務組合）		<ul style="list-style-type: none"> R3～R6：政府要望の実施と市町村担当課長会議の開催 R3～R4：市町村等が主催する住民説明会への参加（計5回） R3～R6：関係機関が参加する定例会議への参加 R3～R4：R4市町村担当者研修会の開催 												
担当課・室		<ul style="list-style-type: none"> R3～R6：市町村訪問、現場確認等 ・指定廃棄物については、保管強化に向けた国や保管市町との連絡調整や、現場確認の実施、先進地視察等を行った ・県ホームページ等による、汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等に取り組んだ。 												
放射性物質汚染廃棄物対策室		<ul style="list-style-type: none"> R3～R6：市町村訪問、現場確認等 ・指定廃棄物については、保管強化に向けた国や保管市町との連絡調整や、現場確認の実施、先進地視察等を行った ・県ホームページ等による、汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等に取り組んだ。 												
第5期へ向けての課題														
<ul style="list-style-type: none"> ・8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物は、一定程度処理が進むが、保管市町で進捗に差があり、市町の意向を汲みながら処理加速化に向け支援が必要。 ・8,000Bq/kg 超の指定廃棄物等は、一部市町で 8,000Bq/kg 以下に減衰した分を処理しているものの、多くは保管されたまま処理の見通しが立っていない。 														

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
企業局における浄水発生土管理等事業		<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う 		2	妥当 成果があつた	効率的								
実施年度		事業実績												
令和3～令和6		<ul style="list-style-type: none"> ・8,000Bq/kg を超える浄水発生土については、指定廃棄物として大型土壌に詰め、浄水場内のハウスで保管を継続している。 												
事業主体		<ul style="list-style-type: none"> ・100Bq/kg を超え 8,000Bq/kg 以下の浄水発生土は、H25 に引き続き最終処分事業者と調整を図り、処分を行った。 												
県、その他		<ul style="list-style-type: none"> ・100Bq/kg 以下の浄水発生土については、これまでと同様に中間処理事業者と調整を図り、処分を行った。 												
担当課・室		<ul style="list-style-type: none"> 【処分量】 R3 : 3,690 m³ (4,059t) R4 : 3,070 m³ (3,377t) R5 : 4,812 m³ (5,292t) R6 : 4,963 m³ (5,460t) (見込み) 												
第5期へ向けての課題														
<ul style="list-style-type: none"> ・発生する浄水発生土については、モニタリングを行い放射性物質濃度に応じて適切に管理する。 ・保管されている指定廃棄物についても適切な管理を行っていく。 														

2 除染に伴い生じた土壤及び廃棄物の処理

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	実施年度	事業実績							
放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 (除染対策事業)	・除去土壤等の適正な保管等に関する関係機関との連絡調整 ・県民全体会が受け入れられる除去土壤の処分や再生利用に係る基準策定についての国への要望	事業実績	妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的				
令和3～令和6	・除去土壤等の適正な保管等に関する保管市町訪問、現場確認等を行ったほか、市町担当者除染研修会(R5、R6(予定))を開催した。								
事業主体	・除去土壤の処分や再生利用に係る基準策定について毎年、政府要望を実施したほか、丸森町でR3～R5にかけて実施した除去土壤埋立実証事業に伴う関係機関との連絡調整を行った。また、その他の国の実証事業や理解醸成のためのセミナー等について情報収集した。								
国、県、市町村	・丸森町で実施した除去土壤埋立実証事業について、各段階で調整に囲わり、事業の円滑な実施に資した。								
担当課・室	・国が行う、理解醸成のためのセミナー参加や、再生利用の実証事業を視察するなど、関連事業の情報収集に努めた。								
放射性物質汚染廃棄物対策室	・国は、除去土壤の処分基準及び再生利用基準の策定を進めているが、基準策定後の具体的な取組と処分の時期については見通しが立っていない。 ・短期的には除去土壤等の保管強化や安全確保の取組が重要であり、関係機関と連携しながら、保管状況の把握が必要。								
第5期へ向けての課題									
・国は、除去土壤の処分基準及び再生利用基準の策定を進めているが、基準策定後の具体的な取組と処分の時期については見通しが立っていない。 ・短期的には除去土壤等の保管強化や安全確保の取組が重要であり、関係機関と連携しながら、保管状況の把握が必要。									
事業・取組の方向性									
事故対策事業として継続									

第2 被害を受けた事業者等への支援

1 損害に対する確実な賠償請求

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
		事業実績	事業効果						
4	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業	・原発事故被害者の損害賠償請求が円滑かつ実効的に進むよう、生産者や事業者、各業種団体や市町村等における取組に対して、きめ細やかな支援を行うとともに、国や東京電力に対する要望・要請活動を実施する。		妥当 事故対策事業として継続	ある程度成果があつた	概ね効率的			
	実施年度								
	令和3～令和6	・みやぎ県民会議幹事会を毎年、書面開催し、実施計画の改訂や東京電力からの損害賠償状況について構成団体と情報共有を図った。	・みやぎ県民会議の構成団体である市町村・関係団体等と、事故被害対策状況等について、情報交換と共有が図られた。						
	事業主体								
	県	・事故対策本部会議を構成する庁内関係各課・室と協議し毎年、実施計画を改訂したほか、同会議において同計画（第5期）の策定を検討した。	・事故対策本部会議により事故被害対策実施計画（第5期）の策定を行った。						
	担当課・室	・処理水関連を含む原発事故の損害賠償に関する個別無料相談会を開催した。 R3：1回1名参加、R4：1回1名参加、 R5：5回13名参加、R6：3回3名参加 ・電話による原発事故に関する相談に対応し、適切に助言を行った。 R3：14件、R4：13件、 R5：30件、R6：10件 ・市町村等への賠償請求説明会と県と市町村等の東京電力へ合同請求を毎年実施した。 ・また、R2～R5までの県の事故対策経費について、東京電力に損害賠償請求を行うとともに、不払い分の和解申立てをおこなっているADRセンターからの照会に隨時対応した。	・相談会の開催や電話相談により、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。 ・市町村等担当者向け説明会の開催等を通じ、市町村等の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。 ・損害賠償請求を通じて、県の事故被害対策に要した経費を一定程度賠償として受け取ることができた。						
	原子力安全対策課								
	第5期へ向けての課題	・東京電力の賠償基準に該当しない損害の支払いに同社が応じないため、ADRセンターへの和解仲介申立ての手法など広く周知する必要がある。 ・損害賠償請求していない事業者等も多いことから、効果的な周知方法の検討が必要。							

2 風評被害への対策

5	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	中小企業経営安定資金等貸付金	・震災により直接・間接の被害を受け事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行い、経営の安定化や復旧・復興を支援する。							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・原発事故対応としての実績なし。							
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	商工金融課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
・原発事故対応としての実績がなかった。			通常事業として継続（「実施計画（第5期）」に掲載しない）						

6	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	被災中小企業者対策資金利子補給事業	・被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・みやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者の中一一定の要件を満たした者に対し利子補給を行う。							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・原発事故対応としての実績なし。							
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	商工金融課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
・原発事故対応としての実績がなかった。			通常事業として継続（「実施計画（第5期）」に掲載しない）						

7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	販路拡大推進支援事業	・震災により販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のため、宮城県商工会議所連合会等が開催する商談会等に係る経費を補助する。							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和4	・原発事故対応としての実績なし、また、事業自体もR4で終了。							
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	商工金融課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
・原発事故対応としての実績が無く、事業自体もR4で終了した。			終了						

8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 妥当 有効性 成果があつた 効率的	
	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業	・原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る。			
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和3～令和6	・食専門誌による実需者向け情報発信 R3:2回、R4:2回、 R5:1回、R6:1回	・実需者への情報発信で多くの料理人等の県産食材の理解を深めることができた。		
	事業主体	・料理人等への県産食材提案会 R3:2回、R4:2回、 R5:3回、R6:3回	・飲食店や小売店でのフェアの開催により県産食材を食べる機会を提供した。 ※飲食店フェア売上実績 R3: 25,213千円、R4: 53,898千円、 R5: 98,028千円		
	県	・首都圏飲食店での県産食材フェア R3: 10店舗、R4: 22店舗、 R5: 30店舗、R6: 49店舗	※小売店フェア売上実績 R3: 16,832千円、R4: 30,405千円、 R5: 30,230千円		
	担当課・室	・首都圏小売店での県産食材フェア R3: 33店舗、R4: 33店舗、 R5: 94店舗、R6: 96店舗 ・情報誌「家庭画報」 R3: 1回 R4: 1回 ・宿泊情報誌「ゆこゆこ」 R5: 1回 ・旅行専門誌「じやらん(じやらんnet)」 R6: 1回 (3回) ・食専門情報テレビ番組 R5: 2回、R6: 調整中	・雑誌、テレビ番組による情報発信により、多くの消費者向けに、県産食材のPRを行った。		
	食産業振興課	第5期へ向けての課題			
	・風評被害に関する意識調査では、H25の調査開始から、被災3県の食品購入をためらる方の割合は、徐々に低くなっているが、いまだに風評は払拭しきれていない。また、東京市場の流通量についても、震災以前の流通量までには回復していない。				

9	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 妥当 有効性 成果があつた 効率的			
	県産主要水産物販路開拓事業(旧:水産都市活力強化対策支援事業)	・県産水産物や水産加工品等について、県内外での販路開拓や消費拡大に向けた取組を実施し、国内における販路拡大を図る。					
	実施年度	事業実績	事業効果				
	令和3～令和6	・ホヤ等の商品開発、流通促進等への支援 R3: 9事業者に計8,040,413円の補助金交付 R4: 9事業者に計5,344,296円の補助金交付 R5: 8事業者に計7,921,265円の補助金交付 R6: 16事業者に計19,655,197円の補助金交付予定	・ホヤ等を活用した商品開発を支援することで需要拡大と認知度向上に繋げた。 ・ホヤになじみのない地域の量販店等でのフェアの実施を通じて、認知度向上を図ることができたほか、フェア終了後もホヤを継続的に扱う店舗もあるなど、販路拡大にも繋げることができた。				
	事業主体	・県外でのホヤ等県産水産物フェア R4: 量販店12店舗	事業・取組の方向性				
	県	R5: 量販店12店舗、飲食店34店舗	事故対策事業として継続				
	担当課・室	R6: 北関東地域の量販店、飲食店でフェア開催予定					
	水産業振興課	第5期へ向けての課題					
	・事故に伴う輸入禁止措置は、韓国等の一部の国々で引き続き実施されており、また海洋環境の変化等によりホヤ等の漁獲量が減少しており、ホヤ以外も含めた県内水産物・水産加工品の販路開拓及び消費拡大に引き続き取り組む必要がある。						

10	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 概ね妥当 有効性 成果がなかつた 効率性 課題あり	
	処理水の海洋放出に関する漁業経営相談窓口	融資制度の相談、経営アドバイス、専門家派遣			
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和5～令和6	・R5.9に設置した漁業経営相談窓口の相談対応の実績は0件である(R6.10現在)。	・本計画期間中には実績はなかった。		
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
	水産業振興課	第5期へ向けての課題			
	・漁業者からの相談に応えるため、今後も窓口の継続設置は必要と考える。				

11	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	漁業経営サポート資金利子補給事業	・処理水海洋放出の影響を受けた漁業者が融資機関から漁業経営サポート資金を借り入れた場合、その金利の一部について利子補給を行う。		概ね妥当	成果があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和5～令和6	・利子補給実績 R5：20,054円 R6：577,520円（見込額）	・処理水の海洋放出により影響を受けた県内漁業者が本資金を借り入れるに当たり、負担を一定程度軽減することができた。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	水産業振興課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
	・今後も処理水の海洋放出の影響を受けた漁業者へ必要な支援を継続していく必要がある。			事故対策事業として継続					

12	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	漁業近代化資金利子補給事業	・漁業者等が融資機関から漁業近代化資金を借り入れた場合、その金利の一部について利子補給を行う。		概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・利子補給実績 R3：0円 R4：48,639円 R5：392,183円 R6：505,724円（見込額）	・原発事故により影響を受けた漁業者等が本資金を借り入れるに当たり、負担を一定程度軽減することができた。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	水産業振興課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
	・今後も原発事故の影響を受けた漁業者等へ必要な支援を継続していく必要がある。			事故対策事業として継続					

13	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	漁業経営維持安定資金利子補給事業	・漁業者等が融資機関から漁業経営維持安定資金を借り入れた場合、その金利の一部について利子補給を行う。		概ね妥当	成果がなかつた	課題あり			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・利子補給の実績無し。	・本資金を借り入れた原発事故により影響を受けた漁業者に利子補給により支援を行うものであるが、本計画期間中の借入実績はなかった。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	水産業振興課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
	・原発事故を受けた漁業者へ必要な支援を継続していく必要がある。			事故対策事業として継続					

14	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業	・若手漁業者の独立・自立に必要な漁船・漁具のリースによる導入支援を行うことにより、若手漁業者の独立・自立を支援する。		妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和5～令和6	・次世代漁業者の独立・自営に必要な漁船・漁具のリースによる導入に係る経費を、R5に1件、R6に5件支援した。												
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	水産業振興課													
	第5期へ向けての課題													
	・水産業においては、後継者の育成や新規漁業就業者の確保が課題となっているため、当事業を継続し、漁業人材の確保を図る。													

15	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	栽培漁業種苗放流支援事業	・本県漁業者のなりわいを維持するため、アワビやサケ等の種苗購入経費への支援など、安定的な種苗放流及び資源回復に向けた取組を行う。		妥当	成果があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和4～令和6	・R4はアワビ、サケ、ウニ・ナマコ計3団体へ種苗生産経費等にかかる支援を行った。												
	事業主体													
	県													
	担当課・室	・R5、R6はアワビ、サケ、ホシガレイ、ウニ・ナマコ 計4団体へ種苗生産経費等にかかる支援を行った。												
	水産業基盤整備課	※R6は見込み												
	第5期へ向けての課題													
	・処理水による市場単価の下落等で種苗生産等の原資が不足し、放流維持が困難になると想定されるため、不足する種苗生産経費等に対し、支援を継続していく必要がある。													

16	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ（非予算）	・諸外国・地域による農林水産物の輸入規制について、国に対し規制緩和に向けての働きかけを要望する。		妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・毎年、政府要望等において、規制緩和の働きかけと風評払拭のための海外情報発信について国に要望しているほか、全国知事会を通じて輸入規制の撤廃を働き掛けるよう、国に提言している。												
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	国際ビジネス推進室													
	第5期へ向けての課題													
	・原発事故に起因する諸外国等の輸入規制が撤廃されるまで国に対して要請を続ける必要がある。													

17	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
	輸出基幹品目販路開拓事業	・東日本大震災後の影響を受けたホヤ・カキの海外販路開拓を行う。あわせて、処理水の海洋放出が開始されたことにより、香港向けの水産物に新たな禁輸措置が講じられたことから、代替市場の開拓を行う。		妥当 事故対策事業として継続	ある程度成果があつた	概ね効率的							
	実施年度	事業実績											
	令和3～令和6	・ホヤ・カキの海外販路開拓 R3：ベトナムでのメニューフェア開催（ホヤ） R4：在日外国人向けメニューフェア開催（ホヤ） R5：3カ国9店舗でメニューフェア開催（ホヤ） 2カ国で「宮城・広島カキフェア」を開催（カキ） R6：アジア5か国程度でフェア開催予定（ホヤ・カキ） ・R5の輸出実績 ホヤ13,860千円、カキ 28,097千円、 その他水産物（ホタテ等）5,998千円											
	事業主体	・現地飲食店や海外の実需者に県産ホヤ・カキのPRを行ったことにより、海外販路の拡大と輸出金額の増加につながった。											
	県	・県産食品を日本からメキシコに直接輸出する商流と物流をR6に新たに構築することで現地での県産食品の販売が拡大することが期待できる。											
	担当課・室	・代替市場の開拓として、メキシコを新規有望市場に位置付け、県産食材を継続的に輸出するバリューチェーンを構築するため、R6に現地小売店及び飲食店でフェアを開催予定。											
	国際ビジネス推進室	第5期へ向けての課題											
	・国内市場は縮小傾向にあるが、世界の水産物消費・輸出入量は増加傾向にあり、海外販路の拡大が必要。 ・中国等の禁輸措置に加え、処理水の海洋放出による香港等の禁輸措置により、これらの国・地域に替わる海外市場の開拓に引き続き取り組むことが必要。 ・EU、北米向けの輸出では相手国の求める衛生基準を満たす必要があり、そのハードルが高く、輸出が進められていない。												
	第5期へ向けての課題												

18	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
	東南アジア宮城県産品マーケティング支援	・現地のニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するための支援をハンズオンにより行う。		妥当 通常事業として継続 (「実施計画（第5期）」に掲載しない)	成果があつた	効率的							
	実施年度	事業実績											
	令和3～令和6	・県産食品の輸出実績 R3：14商品、40,500千円、6か国・地域 R4：45商品、74,077千円、6か国・地域 R5：16品目、58,040千円、6か国・地域 ・宮城県産いちごの輸出拡大促進 R4：6,080パック、2,750千円 R5：68,966パック、31,348千円 ・その他、販売促進のため輸出用オリジナルキャラクターや産地PR動画の作成等に取り組んだ。											
	事業主体	・県産食品の新たな海外販路の開拓や、県産食品の輸出拡大につなげることができた。 ・県産いちごの輸出先国・地域の拡大、輸出量及び輸出金額の大幅な増加に寄与した。											
	県	第5期へ向けての課題											
	担当課・室	・今後、原発事故による風評被害等を受けた特定の県産品に限定せずに事業展開していくことから、「実施計画（第5期）」に掲載しない通常事業として取り組む。											
	国際ビジネス推進室	第5期へ向けての課題											
	第5期へ向けての課題												
	第5期へ向けての課題												

3 技術的支援

19	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	農産物放射能対策事業	・農産物の安全性を確認するため、主要農産物における放射性物質濃度の測定を行う		妥当	成果があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・主要農産物における測定。 R3：米34点、麦類13点、そば29点、 大豆33点、野菜・果樹195点 R4：米34点、麦類12点、そば25点、 大豆33点、野菜・果樹205点 R5：米34点、麦類13点、そば27点、 大豆33点、野菜・果樹201点 R6：米34点、麦類13点、そば25点、 大豆33点、野菜・果樹200点（見込）	・放射性物質検査の実施により、農産物の測定結果がすべて基準値以下であり、安全性に問題がないことを確認した。											
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	園芸推進課													
	第5期へ向けての課題													
	・本計画期間を通して、放射性物質の検出された検体が少なかったことから、農産物の安全性を担保しながらも、検査規模の縮小を検討する必要がある。													

20	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	放射性物質影響調査事業	・原乳における放射性物質検査を実施し、消費者に対して安全・安心を確保するとともに、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、粗飼料や草地土壤等の放射性物質濃度の検査を行う		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・原乳の検査 R3：36点、R4：18点、R5：12点、R6：12点 ・粗飼料の検査） R3：382点、R4：355点、R5：268点、R6：280点 ・草地土壤の検査 R3：243点、R4：243点、R5：206点、R6：200点 ※R6は見込み	・本事業の実施により、畜産農家における、畜産物生産の放射性物質に対する安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を払拭し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。											
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	畜産課													
	第5期へ向けての課題													
	・状況に応じた検査件数・内容を検討し、対応していく。													

21	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	特用林産物放射性物質対策事業	・きのこ等特用林産物やほど木など各種林産物の安全・安心を確保するため、精密検査や非破壊検査を実施するほか、出荷制限等を受けている特用林産物について、無汚染原木やチップ等の購入・移送経費等、生産再開に向けた支援を行う。 ・また、県内広葉樹林原木の放射性物質モニタリングやほど木等の栽培試験を行う。		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・食品（きのこ等）等の検査 R3：簡易29検体、精密744検体、非破壊641検体 R4：精密652検体、非破壊3,280検体 R5：精密526検体、非破壊2,890検体 R6：精密550検体、非破壊5,500検体（見込み） ・生産再開支援（資材等導入支援） R3：88,608千円 R4：93,069千円 R5：98,101千円 R6：104,146千円（見込み）	・計画的な検査の実施により安全な林産物の流通が図られたほか、放射性物質低減化の技術支援等により、原木しいたけや山菜等の出荷制限解除につながった。 ・無汚染資材の調達支援を行うことで生産者の経営再構築に向けた経営安定化につながった。											
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	林業振興課													
	第5期へ向けての課題													
	・きのこ、山菜等で出荷制限・自肃が継続し、放射性物質の影響がいまだに残っていることから、現在行っている検査や資材調達支援・栽培技術支援等の取組を継続する必要がある。													

22	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	ほど木等原木林再生実証事業	・きのこ用原木の供給源となる広葉樹林の再生と将来に向けたきのこの安定供給を図るため、汚染された原木林を伐採・更新し、放射性物質の萌芽への移行について調査することで、将来的な原木林活用の検証を行う。		妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	令和3～令和6	・H26年からH28年にかけて伐採された県内コナラ林25か所で萌芽枝※、葉、土壤などを採取し、放射性物質の濃度変化及びそれぞれの検査結果の検証等を毎年実施。		・放射性物質濃度について、一部萌芽枝で前年度を上回る調査地があることや濃度の平均値が高い箇所でばらつきが大きい状況が確認されたほか、葉の放射性物質濃度から原木の濃度を推定できる可能性が示唆された。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	事業主体					
	県			・広葉樹の切り株の脇から伸長する新しい芽	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	担当課・室					
	林業振興課			・放射性物質の濃度移行については今後も継続して調査していく必要がある。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	第5期へ向けての課題					

23	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	水産物安全確保対策事業	・県産水産物の安全流通に資するため放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。 ・魚市場等に設置している放射性物質検査機器の保守作業を行うとともに、検査員の指導を通じ、検査レベルの維持と意識の醸成を図る。		妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	令和3～令和6	・水産物の検査 R3：3,633検体 R4：3,178検体 R5：5,457検体 R6：4,148検体（見込み）		・主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し、検査体制を強化することによって、消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	事業主体					
	県、その他（魚市場等）			・一部水域で出荷制限が継続しており、今後も多種多様な水産物のモニタリングをしていく必要がある。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	担当課・室					
	水産業振興課			・一部水域で出荷制限が継続しており、今後も多種多様な水産物のモニタリングをしていく必要がある。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	第5期へ向けての課題					

24	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	農産物の放射性物質吸収抑制対策	・農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成し、安全な農産物を供給する。		妥当	成果があつた	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	令和3～令和6	・カリ肥料の施用 R3：大豆351.94ha、そば28.51ha R4：大豆328.59ha、そば19.7ha R5：そば20.25ha R6：そば20.25ha（見込み）		・放射性物質の抑制効果のあるカリ肥料を散布したことにより、大豆及びそばの放射性物質検査の値は基準値以下となり、安全性に問題がないことが確認された。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	事業主体					
	県、市町村、その他（農業協同組合等）			・分析検証ほの設置 R3：大豆30a、そば30a R4：大豆30a、そば30a (R5以降は実施なし)	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	担当課・室					
	園芸推進課			・「そば」の一部で基準値以下の放射性物質の検出が認められたことから、放射性物質の検出が懸念される地域での吸収抑制対策を今後も実施する方向である。	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続
	第5期へ向けての課題					

25	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	給与自肅牧草等処理円滑化事業	・放射性物質に汚染され利用できなくなった稻わら等の一時保管施設の適切な管理等を実施する。							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・県内に整備されている汚染稻わらの保管施設の維持管理及び補修を実施した。							
	事業主体	・県内外で汚染稻わらの処理を実施し、処理の完了した一時保管施設の撤去を行った。							
	県、市町村、その他（農業公社）								
	担当課・室								
	畜産課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
	・保管期間の長期化は避けられない見通しとなっていることから、点検・補修等を徹底する。			事故対策事業として継続					

26	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	鳥獣被害防止総合支援事業	・原発事故に起因して増加したイノシシ・ニホンジカに対する被害防止対策として被害防止計画を策定している市町村等に対し対策経費を補助するほか、適切な被害防止対策の普及を目指し、研修会等を開催する。								
	実施年度	事業実績	事業効果							
	令和3～令和6	・捕獲活動経費の補助 R3：イノシシ 3,734頭分 ニホンジカ 1,259頭分 R4：イノシシ 2,638頭分 ニホンジカ 2,620頭分 R5：イノシシ 3,845頭分 ニホンジカ 2,549頭分								
	事業主体									
	県、市町村、その他（鳥獣被害対策協議会）									
	担当課・室									
	農山漁村なりわい課	・侵入防止柵の資材費の補助 R3：207km、R4：173km、R5：168km ・人材育成として、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会等をR3～R6までに8市町村、17地区で実施した。								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性						
	・県全体の農作物被害額は減少傾向だが、イノシシ等の生息域の拡大等で被害額が増えている市町もあり、継続的に対策していく必要がある。			事故対策事業として継続						

27	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	県単独試験研究（除染後の牧草地における草地管理技術の確立）	・原発事故の影響により県内ほぼ全域で除染（草地更新）作業を実施したが、いまだに基準値を超過した牧草が見られることから、除染後の牧草地における効率的な対策を検討する。							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・畜産農家における牧草地の除染時の指導を実施した。特に、再除染が必要（除染後の牧草地からの収穫牧草が、許容値を超過）時の指導を関係機関と連携の上で実施した。							
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	畜産課								
	第5期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
	・除染・再除染の指導等については、他事業（給与自肅牧草等処理円滑化事業、草地土壤放射性物質低減対策事業）により継続実施。			事故対策事業として継続					

第3 不安解消及び風評の発生防止

1 空間放射線量率のモニタリング

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
		事業実績	事業効果							
28	放射線・放射能広報事業 「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の策定（非予算）	・原発事故由来の放射線・放射能に係る測定を体系的・計画的に実施し、その結果を県民に速やかに公表することを目的に「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、必要に応じて改正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮城県放射線・放射能測定計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定した。 ・「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の改定。 <p>R3.4, R4.4, R5.4, R6.4 ※年1回改定</p>	妥当	成果があつた	概ね効率的				
	実施年度	事業実績								
	令和3～令和6	・「宮城県放射線・放射能測定計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定した。								
	事業主体	・「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の改定。								
	県	R3.4, R4.4, R5.4, R6.4 ※年1回改定								
	担当課・室									
	原子力安全対策課									
第5期へ向けての課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・事故から年数が経過し、県民の不安は沈静化しているが、未だ出荷制限されている品目等があり、完全な風評払拭に至っていないことから、必要な測定を継続していく。 										

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
		事業実績	事業効果							
29	放射線・放射能広報事業（非予算）	・原子力規制委員会が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力をを行うとともに、その結果を把握する。 ・同委員会が県内で実施する走行サーベイについて、必要な協力をを行うとともに、その結果を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機モニタリングでは県への協力依頼等は無く、規制委員会で独自に実施。 ・自動車による走行サーベイでは、毎年地点の確認に市町村とともに協力したほか、規制委員会が測定機を貸与し、市町村自らが行う走行サーベイについてR3とR4に各1町での実施を調整した。 	概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的				
	実施年度	事業実績								
	令和3～令和6	・航空機モニタリングでは県への協力依頼等は無く、規制委員会で独自に実施。								
	事業主体	・自動車による走行サーベイでは、毎年地点の確認に市町村とともに協力したほか、規制委員会が測定機を貸与し、市町村自らが行う走行サーベイについてR3とR4に各1町での実施を調整した。								
	国、県、市町村									
	担当課・室									
	原子力安全対策課									
第5期へ向けての課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会から測定に関する協力を要請されていることから、引き続き取り組みを継続する。 										

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
		事業実績	事業効果							
30	環境放射能水準調査事業	・県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務等で設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を定期的に測定し監視を行う。 ・上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じんの放射性物質濃度を定期的に測定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量率は低いレベルで推移していることが継続的に確認されており、測定結果はWebサイトで公表され、県民の不安払拭につながった。 ・上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じんの放射性物質濃度における原発事故由来の放射性核種は不検出又は微量の検出となっており、この測定結果の公表は不安解消と風評払拭の一助となっている。 	概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的				
	実施年度	事業実績								
	令和3～令和6	・県内40箇所（R5.9から37箇所）に設置されたモニタリングポストによる監視を行った。								
	事業主体	・上水（蛇口水）の放射性物質濃度の測定を年1回実施し、放射性物質は全て不検出であった。								
	国、県	・毎年、降下物の測定を月に1回行ったほか、大気浮遊じんの放射性物質濃度の測定を年4回行った。								
	担当課・室									
	原子力安全対策課									
第5期へ向けての課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・同測定は国の環境放射能水準調査事業を委託して行っており、今後も継続して取組んでいく。 										

31	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	港湾利用促進事業	・空間、海水、コンテナの放射能測定及びそのホームページ公開を行うことにより、国内外の港湾利用者や周辺住民に対して、国際拠点港湾仙台塩釜港の安全性を周知する。		妥当	成果が あった	効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区、石巻港区の空間・コンテナ放射線量率、海水の放射能を測定し、公表した。												
	事業主体	・測定実績 (空間放射線量測定) R3：279件、R4：294件、 R5：291件、R6：288件（見込み） (海水放射能測定) R3：72件、R4：66件、 R5：69件、R6：36件（見込み） (仙台港区高砂コンテナターミナル のコンテナ表面の放射線量測定) R3：26,933件、R4：30,851件、 R5：31,478件、 R6：29,754件（見込み）												
	県	・当該港湾の空間放射線量は基準値を超えたことがないため、港湾の安全性を対外的に示すことができた。 ・港湾海水中の放射性物質は不検出であり、除染基準値を超えたコンテナもなく、安全な港湾であることを、国内外の港湾利用者に示すことができた。												
	担当課・室													
	港湾課													
	第5期へ向けての課題													
	・輸入停止措置を取っている国々に対し措置の見直しに有効と考えられることから、測定事業を継続する。													

32	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	企業局所管施設空間線量測定事業	・放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管による現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線量率の測定を行う。		妥当	成果が あった	効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・測定実績（南部山浄水場分） R3：52回、R4：53回、 R5：51回、R6：52回（見込み）												
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	水道経営課													
	第5期へ向けての課題													
	・指定廃棄物を保管している南部山浄水場の作業員及び周辺住民への安心を提供するために事業を継続する必要がある。													

33	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	工業製品放射線関連風評被害対策事業	・事故の影響から、県内企業が自社製品に対する放射線量率などの測定を取引先から求められる事例があるため、県内で生産される工業製品の放射線量率などを測定し、その結果を試験等成績書として発行する		概ね妥当	ある程度成果 があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・Na I シンチレーションサーベイメータ、GM サーベイメータによる工業製品の放射線測定 R3：24件、R4：23件、 R5：14件、R6：1件												
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	新産業振興課													
	第5期へ向けての課題													
	・事故から年数が経過し、測定の要望もほとんど無いことから事業を終了する。													

2 放射性物質濃度のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績			
【再掲】放射線・放射能広報事業（非予算）「宮城県放射線・放射能測定計画」の策定	・原発事故由来の放射線・放射能に係る測定を体系的・計画的に実施し、その結果を県民に速やかに公表することを目的に「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、必要に応じて改正する。	<p>実施年度</p> <p>令和3～令和6</p> <p>事業主体</p> <p>県</p> <p>担当課・室</p> <p>原子力安全対策課</p>	<p>事業実績</p> <p>・「宮城県放射線・放射能測定計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定した。</p> <p>・「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の改定。</p> <p>R3.4、R4.4、R5.4、R6.4 ※年1回改定</p>	<p>事業効果</p> <p>・同計画に基づく県内の放射線・放射能の測定を行い、最新の測定結果を公表することで、県民の安心を求める声に応えている。</p>	<p>事業・取組の方向性</p> <p>事故対策事業として継続</p>
34	第5期へ向けての課題				
	・事故から年数が経過し、県民の不安は沈静化しているが、未だ出荷制限されている品目等があり、完全な風評払拭に至っていないことから、必要な測定を継続していく。				

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績			
農林水産物放射性物質対策事業	・原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するために実施された放射性物質検査結果をとりまとめ、定期的に公表する。	<p>実施年度</p> <p>令和3～令和6</p> <p>事業主体</p> <p>県</p> <p>担当課・室</p> <p>食産業振興課</p>	<p>事業実績</p> <p>・県産農林水産物の放射性物質検査を実施し、検査結果を定期的（週1回）に公表した。</p> <p>・精密検査の実施</p> <p>R3：4,605点 R4：5,157点 R5：6,303点 R6：6,500点（見込み）</p>	<p>事業効果</p> <p>・計画的な検査の実施により、基準値を超過する農林水産物の流通防止を図ったほか、検査結果をわかりやすく公表し、消費者の不安解消や県産農林水産物等の風評払拭などに寄与した。</p>	<p>事業・取組の方向性</p> <p>事故対策事業として継続</p>
35	第5期へ向けての課題				
	・一部品目で出荷制限が継続しているほか、R5の消費者アンケートで食品中の放射性物質を「気にする」との回答が53.2%あり不安が払拭されていない。				

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績			
【再掲】農産物放射能対策事業	・農産物の安全性を確認するため、主要農産物における放射性物質濃度の測定を行う	<p>実施年度</p> <p>令和3～令和6</p> <p>事業主体</p> <p>県</p> <p>担当課・室</p> <p>園芸推進課</p>	<p>事業実績</p> <p>・主要農産物における測定。</p> <p>R3：米34点、麦類13点、そば29点、大豆33点、野菜・果樹195点 R4：米34点、麦類12点、そば25点、大豆33点、野菜・果樹205点 R5：米34点、麦類13点、そば27点、大豆33点、野菜・果樹201点 R6：米34点、麦類13点、そば25点、大豆33点、野菜・果樹200点（見込）</p>	<p>事業効果</p> <p>・放射性物質検査の実施により、農産物の測定結果がすべて基準値以下であり、安全性に問題がないことを確認した。</p>	<p>事業・取組の方向性</p> <p>事故対策事業として継続</p>
36	第5期へ向けての課題				
	・本計画期間を通して、放射性物質の検出された検体が少なかったことから、農産物の安全性を担保しながらも、検査規模の縮小を検討する必要がある。				

37	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	【再掲】放射性物質影響調査事業	・原乳における放射性物質検査を実施し、消費者に対して安全・安心を確保するとともに、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、粗飼料や草地土壤等の放射性物質濃度の検査を行う		妥当	成果が あった	効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・原乳の検査 R3：36点、R4：18点、R5：12点、R6：12点												
	事業主体	・粗飼料の検査) R3：382点、R4：355点、R5：268点、R6：280点												
	県	・草地土壤の検査 R3：243点、R4：243点、R5：206点、R6：200点												
	担当課・室	※R6は見込み												
	畜産課													
	第5期へ向けての課題													
	・状況に応じた検査件数・内容を検討し、対応していく。													

38	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	肉用牛出荷円滑化推進事業	・安全・安心な県産牛肉の流通、消費を確保するため、県内外の食肉市場へ出荷する県産牛全頭及び県内食肉市場へ出荷する廃用牛全頭の放射性物質検査を行う		妥当	成果が あった	効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・県産牛の検査 R3：5,157頭 R4：5,472頭 R5：5,587頭 R6：5,400頭（見込み）												
	事業主体	※基準値超過事例なし、R2.3.31より全頭検査を見直し、抽出検査に変更。												
	県													
	担当課・室													
	畜産課													
	第5期へ向けての課題													
	・牛肉モニタリング検査終了の見通しが立っておらず、検査終了時期が未定。													

39	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	【再掲】水産物安全確保対策事業	・県産水産物の安全流通に資するため放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。 ・魚市場等に設置している放射性物質検査機器の保守作業を行うとともに、検査員の指導を通じ、検査レベルの維持と意識の醸成を図る。		妥当	成果が あった	効率的								
	実施年度	事業実績												
	令和3～令和6	・水産物の検査 R3：3,633検体 R4：3,178検体 R5：5,457検体 R6：4,148検体（見込み）												
	事業主体													
	県、その他（魚市場等）													
	担当課・室													
	水産業振興課													
	第5期へ向けての課題													
	・一部水域で出荷制限が継続しており、今後も多種多様な水産物のモニタリングをしていく必要がある。													

40	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	【再掲】特用林産物放射性物質対策事業	<ul style="list-style-type: none"> きのこ等特用林産物やほだ木など各種林産物の安全・安心を確保するため、精密検査や非破壊検査を実施するほか、出荷制限等を受けている特用林産物について、無汚染原木やチップ等の購入・移送経費等、生産再開に向けた支援を行う。 また、県内広葉樹林原木の放射性物質モニタリングやほだ木等の栽培試験を行う。 		妥当	成果が あった	効率的			
	実施年度	事業実績							
	令和3～令和6	<ul style="list-style-type: none"> 食品（きのこ等）等の検査 R3：簡易 29 検体、精密 744 検体、非破壊 641 検体 R4：精密 652 検体、非破壊 3,280 検体 R5：精密 526 検体、非破壊 2,890 検体 R6：精密 550 検体、非破壊 5,500 検体（見込み） 							
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 生産再開支援（資材等導入支援） R3：88,608 千円、R4：93,069 千円、 R5：98,101 千円、R6：104,146 千円（見込み） 							
	県	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な検査の実施により安全な林産物の流通が図られたほか、放射性物質低減化の技術支援等により、原木したけや山菜等の出荷制限解除につながった。 無汚染資材の調達支援を行うことで生産者の経営再構築に向けた経営安定化につながった。 							
	担当課・室	<ul style="list-style-type: none"> 事業・取組の方向性 							
	林業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 事故対策事業として継続 							
	第5期へ向けての課題								
	<ul style="list-style-type: none"> きのこ、山菜等で出荷制限・自粛が継続し、放射性物質の影響がいまだに残っていることから、現在行っている検査や資材調達支援・栽培技術支援等の取組を継続する必要がある。 								

41	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	放射性物質検査対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心確保のため、食肉処理施設に出荷する県産牛のうち「適切な飼育管理が確認された牛」以外の放射性物質検査を実施するとともに、流通する牛肉、豚肉や加工食品等の放射性物質検査を行い、検査結果を公表するとともに、基準値を超える食品の流通を防止する。 		概ね妥当	成果が あった	概ね効率的			
	実施年度	事業実績							
	令和3～令和6	<ul style="list-style-type: none"> 食品等の検査 R3：牛肉 5 件、流通加工品 299 件 計 304 件 R4：牛肉 6 件、流通加工品 303 件 計 309 件 R5：牛肉 6 件、流通加工品 333 件 計 339 件 R6：牛肉 0 件、流通加工品 332 件 計 332 件（見込み） 							
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果等の情報を県民に対して迅速に提供することで、食の安全・安心を確保し、県民の不安の解消につながった。 また、これまで県内流通加工品の検査で基準値の超過はなく、出荷前から生産段階のモニタリングが有効に機能していることが確認された。 							
	県	<ul style="list-style-type: none"> 事業・取組の方向性 							
	担当課・室	<ul style="list-style-type: none"> 事故対策事業として継続 							
	食と暮らしの安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> 第5期へ向けての課題 							
	<ul style="list-style-type: none"> 県民の食の安全安心を確保するためには、検査を継続する必要があることから、一部検査の外部委託を含め、事業は維持する方向である。 								

42	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査（非予算）	<ul style="list-style-type: none"> 水道水の安全・安心を確保するため、水道事業体が実施した水道水の放射性物質検査結果について公表を行う。 		概ね妥当	ある程度成果 があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績							
	令和3～令和6	<ul style="list-style-type: none"> 公表した検査実績 R3：496 件 R4：532 件 R5：553 件 R6：285 件（R6. 10 時点） 各水道事業体の検査結果を、県で取りまとめホームページで公開することで、放射性物質汚染を心配する住民に対して水道の安全性をアピールすることができた。 							
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 事業・取組の方向性 							
	県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> 事故対策事業として継続 							
	担当課・室	<ul style="list-style-type: none"> 第5期へ向けての課題 							
	食と暮らしの安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> 住民の不安を軽減するため、継続的な情報提供が水道水の安全性をアピールする手段になるため、事業を継続する。 							

43	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性						
	企業局における水道水の放射性物質検査（非予算）	・安心・安全な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行う										
	実施年度	事業実績	事業効果									
	令和3～令和6	・水道水の放射性物質検査実績（3浄水場） R3：36検体 R4：36検体 R5：36検体 R6：12検体（見込み） ・管理目標値である10Bq/kgを超えたものはこれまで検出されていない。										
	事業主体					事業・取組の方向性						
	県					事故対策事業として継続						
	担当課・室											
	水道経営課											
	第5期へ向けての課題											
	・県民の安全を確保し、安心を提供するために今後も事業を継続する必要がある。											

44	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性						
	【再掲】環境放射能水準調査事業	・県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務等で設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を定期的に測定し監視を行う。 ・上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じんの放射性物質濃度を定期的に測定する。										
	実施年度	事業実績	事業効果									
	令和3～令和6	・県内40箇所（R5.9から37箇所）に設置されたモニタリングポストによる監視を行った。 ・上水（蛇口水）の放射性物質濃度の測定を年1回実施し、放射性物質は全て不検出であった。 ・毎年、降下物の測定を月に1回行ったほか、大気浮遊じんの放射性物質濃度の測定を年4回行った。										
	事業主体					事業・取組の方向性						
	国、県					事故対策事業として継続						
	担当課・室											
	原子力安全対策課											
	第5期へ向けての課題											
	・同測定は国の環境放射能水準調査事業を委託して行っており、今後も継続して取組んでいく。											

45	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性						
	野生鳥獣放射能対策事業	・県内各地の食用に供されるイノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、カルガモ等野生鳥獣の肉の放射性物質濃度検査と検査結果の周知・公表を継続して行う。										
	実施年度	事業実績	事業効果									
	令和3～令和6	・食肉加工用シカ肉・イノシシ肉の全頭検査 R3：シカ肉345件 R4：シカ肉349件 R5：シカ肉368件・イノシシ肉18件 R6：シカ肉295件・イノシシ肉125件（R6.12現在） ・モニタリング調査 R3：87件、R4：79件、R5：87件 R6：56件（R6.12.末現在）										
	事業主体					事業・取組の方向性						
	県					事故対策事業として継続						
	担当課・室											
	自然保護課											
	第5期へ向けての課題											
	・県内野生鳥獣肉では未だ規制値を超える個体が散見されることから、事業は、継続して実施する必要がある。											

46	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	放射能県民安心事業	・家庭菜園等の農産物等の住民が持ち込んだ食品の安全性を確認するため、県内市町村が実施する住民持込み食品等の放射能測定を支援するとともに担当市町村職員等の測定技術の研修を実施する。								
	実施年度	事業実績		事業効果						
	令和3～令和6	・市町村における住民持込み食品等の測定。 R3：291件、R4：161件、 R5：109件、R6：72件（R6.12末時点）		・自家栽培の野菜や山などの自然から採取した食品は国等が行う食品検査の対象外であることから、本事業により流通外の食品の測定を実施することで、県民不安の解消につながっている。						
	事業主体									
	県、市町村									
	担当課・室	・放射能測定を担当する市町村職員等を対象とした測定技術研修会を毎年開催した。								
	原子力安全対策課									
	第5期へ向けての課題									
	・測定件数は全体的に減少し、測定を終了する市町村も増えていることから、各市町村の意向を踏まえながら事業を継続する必要がある。									

47	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	消費生活センター機能充実事業	・県民が消費する食品等に対する放射性物質測定を行うため、市町村が実施する放射性物質検査等に係る経費に対し、国の交付金を活用し消費者行政強化事業及び推進事業補助金により支援を行う。								
	実施年度	事業実績		事業効果						
	令和3～令和5	・市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金実績 R3：7市町村 2,646千円 R4：4市町村 2,697千円 R5：1市町村 747千円 (主な市町村事業の内容は、放射性物質の検査機器の校正、資機材購入等検査に関する費用、食品等の放射性物質検査、消費生活相談への対応)		・市町村に対して、放射性物質検査機器等の校正費用及び消耗品等購入経費等を補助したことにより、市町村が実施する持込食材の放射性物質測定検査等を支援することができ、県民の食の安心安全への不安解消を促進することができた。						
	事業主体									
	県、市町村									
	担当課・室									
	消費生活・文化課									
	第5期へ向けての課題									
	・国の交付金事業がR5で終了したため、本事業を終了する。									

48	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	放射線・放射能広報事業	・県民の不安解消のため、水道水や県内産農林水産物及び関連加工品のほか、食用に供する主要や野生鳥獣について、食品等の放射性物質濃度の検査を行い、結果を県のホームページやポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」で速やかに公表する。								
	実施年度	事業実績		事業効果						
	令和3～令和6	・みやぎ原子力情報ステーションのアクセス数 R3：27,384件 R4：17,842件 R5：17,662件 R6：28,273件		・県内における最新の放射線・放射能の検査結果を県民等に広く周知する体制が確立されている。						
	事業主体									
	県									
	担当課・室									
	原子力安全対策課									
	第5期へ向けての課題									
	・「みやぎ原子力情報ステーション」の運営は国の放射線・放射能広報事業を活用して行っており、今後も継続して取組んでいく。									

(2)産業活動等

49	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	【再掲】港湾利用促進事業	・空間、海水、コンテナの放射能測定及びそのホームページ公開を行うことにより、国内外の港湾利用者や周辺住民に対して、国際拠点港湾仙台塩釜港の安全性を周知する。						
	実施年度	事業実績	事業効果					
	令和3～令和6	・仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区、石巻港区の空間・コンテナ放射線量率、海水の放射能を測定し、公表した。						
	事業主体	・測定実績 (空間放射線量測定) R3：279件、R4：294件、 R5：291件、R6：288件（見込み） (海水放射能測定) R3：72件、R4：66件、 R5：69件、R6：36件（見込み） (仙台港区高砂コンテナターミナル のコンテナ表面の放射線量測定) R3：26,933件、R4：30,851件、 R5：31,478件、 R6：29,754件（見込み）						
	県	・当該港湾の空間放射線量は基準値を超えたことがないため、港湾の安全性を対外的に示すことができた。 ・港湾海水中の放射性物質は不検出であり、除染基準値を超えたコンテナもなく、安全な港湾であることを、国内外の港湾利用者に示すことができた。						
	担当課・室	事業・取組の方向性						
	港湾課	事故対策事業として継続						
	第5期へ向けての課題							
	・輸入停止措置を取っている国々に対し措置の見直しに有効と考えられることから、測定事業を継続する。							

50	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	工業用水の放射性物質検査（非予算）	・工業用水の安全を確認するため放射性物質検査を実施する。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	令和3～令和6	・工業用水の検査 R3：12件、R4：12件、 R5：12件、R6：12件（見込み）				
	事業主体	・工業用水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、ユーザーに安心を提供することができた。				
	県	事業・取組の方向性				
	担当課・室	事故対策事業として継続				
	水道経営課	第5期へ向けての課題				
	・工業用水ユーザーへの安心を提供するために今後も事業を継続する必要がある					

51	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	企業局における浄水発生土の放射性物質検査（非予算）	・放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射性物質検査を実施する。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	令和3～令和6	・浄水発生土の検査 R3：42件、R4：43件、 R5：45件、R6：48件（見込み）				
	事業主体	・浄水場から発生する浄水発生土の放射能濃度の測定結果に応じて適切に保管・管理し、結果を公表することで県民に安心を提供することができた。				
	県	事業・取組の方向性				
	担当課・室	事故対策事業として継続				
	水道経営課	第5期へ向けての課題				
	・県民に安心を提供するため引き続き計測を行い、適正管理に務める必要がある。					

52	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	流域下水汚泥等放射能測定事業	・放射性物質濃度に応じた適正な処分を行うため、県で所管している7流域の下水終末処理場で発生する脱水汚泥、汚泥燃料化物及び汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する。		妥当	成果が あった	効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・流域下水汚泥等の測定実績 R3：脱水汚泥14件、汚泥焼却灰9件 R4：脱水汚泥14件、汚泥焼却灰11件 R5：脱水汚泥14件、汚泥焼却灰12件 R6：脱水汚泥14件、汚泥焼却灰12件 (見込み)												
	事業主体	・汚泥の放射能が受入基準値以下であることが確認されたため、汚泥の適正処分・再資源化が実施できた。												
	県、その他													
	担当課・室													
	水道経営課													
	第5期へ向けての課題													
	・汚泥等の処分委託時に事業者への放射能測定値の提示が不要になるまでは測定を継続する。													

53	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング（非予算）	・水環境における事故由来の放射性物質による汚染状況及び推移を把握する。		妥当	成果が あった	概ね効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・公共用水域等として、R3～R6にかけて県内の河川43地点、湖沼21地点、海域12地点及び地下水（R3～R4：23地点、R5～R6：22地点）の放射性物質モニタリングを実施。												
	事業主体	・環境中に放出された放射性物質の公共用水域等における実態を把握の上、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。												
	国、県													
	担当課・室													
	環境対策課													
	第5期へ向けての課題													
	・河川等の底質で未だ放射性物質が検出されることから、モニタリングを継続し状況把握に努める必要がある。													

54	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	海水浴場の放射性物質モニタリング	・海開きをする海水浴場の測定を実施し、海水浴場利用者の安全安心に寄与する。		妥当	成果が あった	概ね効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・海水浴場の海水の放射性物質濃度及び砂浜の空間放射線率の測定 R3：4地点、R4：14地点、 R5：15地点、R6：13地点												
	事業主体	・県内主要海水浴場における放射性物質の実態を把握し、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。												
	県													
	担当課・室													
	環境対策課													
	第5期へ向けての課題													
	・福島第一原発より処理水が放出されたことにより、海水浴場利用者の不安の解消、風評被害の軽減に努める必要がある。													

55	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性											
	【再掲】放射線・放射能広報事業（非予算）	・原子力規制委員会が実施する放射性物質の分布状況調査について、必要な協力をするとともに、地表面への様々な放射性物質の沈着状況等を確認する。															
	実施年度	事業実績	事業効果														
	令和3～令和6	・放射性セシウム沈着量の面的調査（In-situ測定）に協力し、県内49箇所で毎年測定が行われた。															
	事業主体	・放射性セシウムの深度分布の調査（スクレーパー測定）に協力し、県内9箇所で毎年測定が行われた。															
	国、県、市町村	・原発事故により放出された放射性セシウムの土壤沈着量分布及び環境中における動態についても知識が蓄積された。															
	担当課・室	・除染や時間の経過により空間線量率が事故当初より減少し、低い値であることが確認され、県民の不安解消につながった。															
	原子力安全対策課	事業・取組の方向性															
	事故対策事業として継続																
第5期へ向けての課題																	
・原子力規制委員会から測定に関する協力を要請されていることから、引き続き取り組みを継続する。																	

56	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	【再掲】環境放射能水準調査事業	・県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務等で設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を定期的に測定し監視を行う。 ・上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じんの放射性物質濃度を定期的に測定する。												
	実施年度	事業実績	事業効果											
	令和3～令和6	・県内40箇所（R5, 9から37箇所）に設置されたモニタリングポストによる監視を行った。 ・上水（蛇口水）の放射性物質濃度の測定を年1回実施し、放射性物質は全て不検出であった。												
	事業主体	・空間放射線量率は低いレベルで推移していることが継続的に確認されており、測定結果はWebサイトで公表され、県民の不安払拭につながった。												
	国、県	・上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じんの放射性物質濃度における原発事故由来の放射性核種は不検出又は微量の検出となっており、この測定結果の公表は不安解消と風評払拭の一助となっている。												
	担当課・室	事業・取組の方向性												
	原子力安全対策課	事故対策事業として継続												
第5期へ向けての課題														
・同測定は国の環境放射能水準調査事業を委託して行っており、今後も継続して取組んでいく。														

3 正しい知識の普及・啓発

57	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 概ね妥当 有効性 ある程度成果があつた 効率性 概ね効率的	
	放射線健康対策事業（非予算）	・県民の健康に対する不安払拭のため、放射線に対する正しい知識の普及啓発等に努める。			
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和3～令和6	・R3～R4に国が行った放射線リスクコミュニケーション研修等（自治体職員研修・住民対象セミナー・専門家派遣）について、市町村、保健所等へ周知を図った。	・放射線に対する正しい知識の普及啓発のため、放射線・放射能に関する各種研修会等の周知に協力することにより、県民の健康に対する不安払拭につながった。		
	事業主体	・R5に国が行った放射線・放射能の基礎知識に関するセミナーについて、市町村へ周知を図った。			
	国、県				
	担当課・室				
	健康推進課				
	第5期へ向けての課題				
・近年、国が実施する放射線・放射能に関するセミナー等は原発事故対応をメインした内容ではないことから、「実施計画（第5期）」に掲載しない通常業務として取り組む。			事業・取組の方向性 通常事業として継続（「実施計画（第5期）」に掲載しない）		

58	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 妥当 有効性 ある程度成果があつた 効率性 効率的	
	【再掲】放射線・放射能広報事業	・県民の不安解消のため、放射線等に関するセミナーや出前講座の実施、広報媒体の活用等による正しい知識の普及・啓発に努める。			
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和3～令和6	・放射線・放射能に相談窓口を開設し、電話相談に対応した。 R3：14件、R4：13件、 R5：30件、R6：7件（R6.10現在）	・相談窓口への相談件数、ポータルサイトへのアクセス数ともに減少傾向にあるものの、セミナーへは比較的多くの参加があり、県民に対する放射線・放射能に関する知識の普及に資した。		
	事業主体	・みやぎ原子力情報ステーションのアクセス数 R3 27,384件、R4 17,842件 R5 17,662件、R6 28,273件			
	県	・放射線・放射能に関するセミナーをR2（2会場 46名参加）とR5（2会場 81名参加）に開催（R3、R4は新型コロナで開催中止）。			
	担当課・室	・放射線・放射能に関するパンフレット「知ろう・学ぼう原子力と放射線」をR6に改訂。			
	原子力安全対策課				
	第5期へ向けての課題				
・放射線・放射能に関するセミナーについて、原発事故に関連するセミナーはR5で終了し、R6からは原発の安全対策に関する内容としているため、セミナー等については実施計画（5期）に掲載しない。 ・事故に関する放射線・放射能の相談窓口の設置や、『みやぎ原子力情報ステーション』による情報発信を継続し、県民の不安解消に努める。			事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		

59	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 妥当 有効性 ある程度成果があつた 効率性 概ね効率的	
	学校教育における放射線に関する指導（高校）	・学習指導要領を踏まえた放射線に関する指導や副読本（文部科学省作成）を活用した指導により、高校において生徒の放射線に関する理解を深め、正しい知識を養う。			
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和3～令和6	・各高校において、理科や特別活動等において、文科省作成の副読本を活用するなどし、生徒に対する放射線に関する理解の促進を図った。	・各高校においては、授業等を活用した放射線に関する指導が行われており、生徒の理解が深まっている。		
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
	高校教育課				
	第5期へ向けての課題				
・放射線の特性や健康被害防止に対する正しい理解の定着・促進を継続的に図っていく必要があると考えられる。			事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		

60	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	学校教育における放射線に関する指導（小・中学校）	・学習指導要領を踏まえた放射線に関する指導や副読本（文部科学省作成）を活用した指導により、小・中学校において児童・生徒の放射線に関する理解を深め、正しい知識を養う。		妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	令和3～令和6	・各小・中学校において、理科や特別活動等において、文科省作成の副読本を活用するなどし、児童・生徒に対する放射線に関する理解の促進を図った。	・各小・中学校においては、発達の段階に応じた放射線に関する指導が行われており、児童・生徒の理解が深まっている。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
	義務教育課	・「放射線副読本」（文科省）を活用した小・中学校の割合 R3：72.1%、R4：66.8%、 R5：61.6%、R6：64.3% ・放射線に関する正しい知識等について指導を行った小・中学校の割合 R3：82.8%、R4：73.9% R5、R6：調査なし ※小・中学校の割合は「県教育課程実施状況調査」に基づくもの。							
	第5期へ向けての課題			事故対策事業として継続					
	・放射線の特性や健康被害防止に対する正しい理解の定着・促進を継続的に図っていく必要があると考えられる。								

第4 その他原発事故被害収束への取組

1 県民一丸となった取組体制の構築

61	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	【再掲】福島第一原発事故損害賠償請求支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故の損害賠償や事故被害対策など、みやぎ県民会議を通じて構成員の県内市町村等と情報交換を行う。 府内の事故対応施策を総合的かつ計画的に検討し推進するため、事故対策本部会議を必要に応じて開催する。 	妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和3～令和6	<ul style="list-style-type: none"> みやぎ県民会議幹事会を毎年、書面開催し、事故被害対策実施計画の改訂や東京電力からの損害賠償状況について構成団体と情報共有を図った。 			
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 事故対策本部会議を構成する府内関係各課・室と協議し毎年、事故被害対策実施計画を改訂したほか、同会議において同計画（第5期）の策定を検討した。 			
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ県民会議の構成団体である市町村・関係団体等と、事故被害対策状況等について、情報交換と共有が図られた。 ・事故対策本部会議により事故被害対策実施計画（第5期）の策定を行った。 			
	担当課・室				
	原子力安全対策課				
	第5期へ向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> 事故被害が全て解決するまでは、みやぎ県民会議と事故被害対策本部会議を維持する必要があり、今後も会議の運営を支援していく。 			

2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握

62	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	福島原発の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> 廃炉や汚染水対策に向けた東京電力の取組を把握するため、「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」に基づき必要な連絡を受けるなど情報を定期的に収集するほか、必要に応じて現地調査を行う。 	妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	令和3～令和6	<ul style="list-style-type: none"> 覚書に基づき e-mail 及び FAX による現地状況の報告を受けたほか、月1回の東京電力担当者の直接説明等を受けた。 			
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> e-mail 等による連絡や毎月東京電力担当者から直接説明等を受けることで発電所等の状況把握に効果があつた。 			
	県	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査では直接現場を目視しながら説明等を受けることで、具体的な廃炉等の状況が把握できた。 			
	担当課・室				
	原子力安全対策課				
	第5期へ向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発の廃炉作業等による本県への風評等の影響の懸念が払拭されるまで、同発電所の状況の把握に努めていく。 			

3 国や東京電力に対する要望・要請

63	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	要望・要請活動の実施	・国及び東京電力に対して原発事故に関する損害賠償や廃炉・汚染水・処理水対策などの要望・要請を実施する。								
	実施年度	事業実績								
	令和3～令和6	・国に対しては、毎年の政府要望で損害賠償や廃炉・汚染水・処理水対策を要望したほか、経済産業省や復興庁の大蔵等の県庁訪問時に、知事等から要望を申し入れた。								
	事業主体									
	県									
	担当課・室	・東京電力に対しては、毎年の現地調査で損害賠償や廃炉・汚染水・処理水対策で必要な取り組み等を要請したほか、同社代表取締役等の県庁訪問時に、知事等から要請等を申し入れた。								
	原子力安全対策課									
	第5期へ向けての課題									
・福島原発電所事故の課題等が全て解決するまで国及び東京電力に必要な要望・要請を行う必要がある。										

64	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	処理水対策事業	・処理水に関する県内関係団体の意見を集約し「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」（以下「連携会議」という。）において、国及び東京電力へ必要な申入れを行う。				
	実施年度	事業実績				
	令和3～令和6	・R3.5に「連携会議」を設置し、水産関係をはじめとする関係団体の意見・要望を国及び東京電力へ申し入れた。				
	事業主体					
	県					
	担当課・室	・なお、県関係機関により構成された水産支援チームの支援により、県内水産関係団体の状況把握、データ収集及び分析を行い、連携会議の下部組織である水産部会における処理水放出に係る本県水産関係団体の意見を集約した。 ・会議等の等の開催実績 連携会議 R3:5回、R4:2回、R5:1回(WEBで公開) 水産部会 R3:5回、R4:2回、R5、R6:開催なし 水産産支援チーム会議 R3、R4:開催なし(支援チーム活動は実施) R5:2回、R6:1回				
	第5期へ向けての課題					
	・処理水に関する課題等が全て解決するまでは、連携会議等を通じ、国及び東京電力に対する必要な要望・要請を行っていく必要がある。					

65	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性					
	【再掲】農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	・諸外国・地域による農林水産物の輸入規制について、国に対し規制緩和に向けての働きかけを要望する。									
	実施年度	事業実績									
	令和3～令和6	・毎年、政府要望等において、規制緩和の働きかけと風評払拭のための海外情報発信について国に要望しているほか、全国知事会を通じて輸入規制の撤廃を働き掛けるよう、国に提言している。									
	事業主体										
	県										
	担当課・室										
	国際ビジネス推進室										
	第5期へ向けての課題										
	・原発事故に起因する諸外国等の輸入規制が撤廃されるまで国に対して要請を続ける必要がある。										

令和7年3月
宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課

〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL: 022-211-2340
FAX: 022-211-2695



宮城県